

市第49号議案

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営の基準に関する条例の一部改正

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条中「法の」を「法及び子ども・子育て支援法施行令（平成
26年政令第213号。以下「令」という。）の」に改め、同条第5号
中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子ど
もの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改め
る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護
者」に改め、「対し」の次に「、第13条の規定により支払を受ける
費用に関する事項」を加え、「、利用者の負担」を削る。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中
「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条
第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、教育

- ・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育
- ・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副

食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に

係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「

及び特別利用教育を受ける者を」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「) の数を」を「) の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者の負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費（特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもにつ

いて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第3項並びに第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

の数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第3号」と、第40条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第2号又は第3号」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定教育・保育施設」と、「とし」とあるのは「を」と、「とする。」をいう」とあるのは「をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）

から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。」に改める。

附則中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提 案 理 由

幼児教育・保育の無償化に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、
法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以
法の
下「令」という。）の例による。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準
用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項に
おいて準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を
含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保
育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代
わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領する
ことをいう。

（第6号及び第7号省略）

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切であり、かつ、子
どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容
及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うこと
により、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等
しく確保されることを目指すものでなければならない。

（第2項から第5項まで省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定支給認定保護者保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項、第20条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（第2項から第6項まで省略）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し

ている同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付支給認定子ども認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、これらの規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定支給認定子ども子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (第1項省略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められ

た場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定保護者
支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定保護者が支給認定証の交付を受
けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平
成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によっ
て、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該
当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、
教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものと
支給認定の有効期間
する。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）
支給認定

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていな
い保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を
踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要
な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申
支給認定の変更
請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育
給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援
有効期間
助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理
由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって
は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている
環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなけ
ればならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際

しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子ども支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育又教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育は特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第。）の支払を受けるものとする。
2号の規定により横浜市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により横浜市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないとときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次基準額（法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める項において同じ。）の支払を受けるものとする。
基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合に

あつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
支給認定保護者

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700 円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101 円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもも(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもも(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(第4号省略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用にお

いて通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの者

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明瞭かにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。特例施設型給付費を含む。以下この項及び以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受ける場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (第1項省略)

2 特定教育・保育施設（保育所を除く。）は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特支給認定保護者定教育・保育施設の関係者（この項の規定により評価又は外部の者による評価を受けることとなる特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(第3項省略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該支給教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに認定子ども又はその保護者係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定子どもの保護者に関する市町村への通知)
支給認定子ども

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育支給・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りそ認定子どもの保護者その他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知

しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受支給認定保護者から受領する利用者の負担その他のける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(第6号から第11号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し支給認定子ども、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(第3項省略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)
支給認定子ども

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども
支給認定子ども

に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育支給・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしては認定子どもならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。）の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るべきは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよう

とする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、
支給認定保護者
その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(第2項省略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子どもも又は教育・保育給付認定保護者を
支給認定子どもも又は支給認定保護者
の他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」といふ。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(第2項省略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等から
支給認定子ども等
の苦情について市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(第5項省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (第1項省略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特支給認定子ども
定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町
村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに
に、必要な措置を講じなければならない。

(第3項省略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特支給認定子ども
定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害
賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (第1項省略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特支給認定子ども
定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結
の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第12条の規定による特定教育・保育の提供
に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項
の記録

(第2号省略)

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
に規定する

(第4号及び第5号省略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において
同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供す
る場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなけ

ればならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とするとあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において

同じ。) が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、「法第19条第1項第1号に掲げる第13条第4項第3号中「除き、同小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校の費用に限る」とあるのは「就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは
「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定
した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認
定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教
育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは
「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業 （事業所内保育事業を除く。）の
うち、家庭的保育事業にあってはそ
一利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。
以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては
1人以上5人以下、小規模保育事業A型（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第29条の小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項の小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条の小規模保育事業C型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

（第2項省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる

重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(第2項省略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から支給認定保護者
利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒
んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項
第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業
所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以
上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が
る支給認定子ども
、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条
第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等
の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳
未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとす
る。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法
をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困
難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども
に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は
、第42条第1項の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又
は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講

じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (第1項省略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもも法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもも支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力をう認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どももに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育

の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(第2号省略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども）満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(第2項及び第3項省略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用型保育又は特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条に者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払をおいて読み替えて準用する第14条において同じ。）を提供した際受けるものとする。

は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額

（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項

第2号の規定により横浜市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により横浜市が定め

る額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教

育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地
給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費
域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。
用基準額(法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定め
次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
る基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保

育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に

要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用

地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規

定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その

額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき

は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利

用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内

閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に

当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該

現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項におい

て同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特

定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上

を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定

地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型

保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の

支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特

定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受支給認定保護者から受領する利用者の負担その他のける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(第6号から第11号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、支給認定子どもに適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(第3項省略)

(記録の整備)

第49条 (第1項省略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(第4号及び第5号省略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第

19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもに
第14条第1項中「施設型給付費（特例施設について）とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給付費認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以降費）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう」と、以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう」と、以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの数を算定するため、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数を算定する。

ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。40条第2項を除く。）の規定を適用するを、それぞれ含むものとして、この章（第39条第2項及び第3項並びに第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満

3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育支給認定子給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育支給認定子

給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用して・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保3号」とあるのは「第19条第1項第2号又は第3号育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（第1項省略）

（特定保育所に関する特例）

2 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同

じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、
第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育施設当該特定教育・保育施設」と、「とし」保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特とあるのは「を」と、「とする。）をいう」とあるのは「をいう定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

(第3項省略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「第27条第3項第2号に掲げる」とあるのは「附則第9条第1項第1号イの規定により横浜市が定める」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号ロ(1)」と、同条第2項中「第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「をいい」とあるのは「及び同号ロの規定により横浜市が定める額をいい」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定す

る内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号ロ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「第30条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)」と、同条第2項中「第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号イ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

(連携施設に関する経過措置)

$\frac{4}{6}$ (本文省略)

$\frac{5}{7}$ (本文省略)